

電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止 (令和3年度税制改正)に関する宥恕措置について

**朗報！電子帳簿保存法の電子保存義務化まで
2年の猶予期間が設けられました**



令和3(2021)年12月10日に内閣府の審議会等の一つである税制調査会から公表された「令和4年度税制改正大綱」において、令和4(2022)年1月1日より義務化予定であった電子取引に関わる電子データの保存義務について2年の猶予期間が設けられることになりました！

【ポイント】

- ・ 猶予期間は、令和5(2023)年12月31日まで（つまり、令和6(2024)年1月1日から義務化開始）
- ・ 猶予が認められるのは、次のいずれの条件も満たしているとき
 - (1) 所轄税務署長がやむを得ない事情があると認めている
 - (2) 電子取引の取引情報のうちPDFなどの電子データで受領(作成)したものを印刷して掲示できる、あるいは、提出を求められたときに応じられる状態になっている
- ・ やむを得ない事情の認定については、所轄税務署長への申請手続きなどは不要

結局 何をすればいいの？



猶予期間を義務化に向けた準備期間にしよう！



今回設けられた猶予期間・・・

令和6(2024)年1月1日からの義務化開始に向けた準備期間として活用してはいかがでしょうか？

詳しくは、もう一枚の国税庁発行のパンフレットをご覧ください！